

時短や外出自粛等の影響を受けた 道内事業者の皆様へ

国の一時支援金を受給できなかった方は、

# 道の特別支援金 ぜひ、ご活用ください

## 対象

- ① 時短対象飲食店等との取引がある事業者  
または
- ② 外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

## 金額

中小法人 **20**万円    個人事業者 **10**万円

## お問い合わせ

申請をお考えの方は、下記連絡先までご相談ください

(ホームページ) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

**【道特別支援金コールセンター】 011-351-4101**